結婚に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください。			
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更			1階1番窓口 (市民課)	
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード			
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届等	※受付窓口でご相談ください			
保険	国民健康保険に加入中で、姓など、資格確 認書等の記載に変更がある方	新しい資格確認書等・資格情報のお 知らせの交付	変更前の資格確認書			
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の資格確認書等 または資格取得証明書 ・国民健康保険資格確認書		1 階 2 番窓口 (市民課)	
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に 入る方	人吉市役所での手続きはありません				
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
		国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 14 日以内				
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認 定証 ・特定疾病療養受療証等			
			・請求者の通帳			
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳~高校生世代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の健康保険証(資格確認書) (3歳未満の子どもがいる場合のみ) ※必要なものがそろっていなくても窓口へお立ち寄りください		_ 1階7番窓口 _ (こども未来課)	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~高校生世代)	子ども医療費受給者証の変更	※受付窓口でご相談ください			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更等	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書			
		ひとり親家庭等医療費助成の 資格喪失届および 子ども医療費助成の申請	※受付窓口でご相談ください			
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	※受付窓口でご相談ください		4階4-1番窓口 (学校教育課)	
高 齢	姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認 書の交付(後日郵送)	変更前の後期高齢者医療資格 確認書			
	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更	介護保険証		1階6番窓口 (高齢者支援課)	
	姓が変わる方で各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更	負担割合証 負担限度額認定証等			
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等			
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証(資格確認書) ※認印が必要な場合があります		1階8番窓口 (福祉課)	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	・特別児童扶養手当証書			
说·料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます		2階2-7番窓口 (水道局お客様センター) 0966-22-5497	
	税・料等の口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		1階4番窓口 (税務課)	

その	他 防災ラジオの変更・返却が必要な方	防災ラジオ申請事項変更届・返還届	防災ラジオ (AC アダプター等含む)	3階3-8番窓口 (防災課)
	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です	2階2-1番窓口
	または市営住宅に同居する方	市営住宅の同居手続き	受付窓口でご相談ください では、	(住宅政策課)

人吉市役所

〒868-8601 人吉市西間下町7番地1

> 市役所代表電話 0966-**22-2111**

開庁時間 午前 **8** 時 **30** 分 ~ 午後 **5** 時 **15** 分 ※木曜日のみ窓口業務を午後 **7** 時まで延長

(土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日は閉庁します)









みんなが幸せを感じるまち。 ずっと住み続けたいまち。 ひとよし

手続きチェックシート

結婚

ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・婚姻届用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人(成人二人)の署名

関連する手続きは内側にあります

市役所守衛室に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。

できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから 提出されることをお勧めします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を 証明できるもの、免許証、許可証>







運転免許証

マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者

・パスポート ・障害者手帳 ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に 2点が 必要なもの

- ・健康保険証(資格確認書)
- ·年金手帳[※] ·介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等
- ※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き 本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- 1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や 委任状等により確認させていただきます。
- 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。